

## 1 別紙1 「資格確認書の交付方法及び有効期限について」に関するQ&A

### 1.これまで、所属所においてマイナ保険証の有無を確認して「資格確認書発行要否欄」の記入をしていましたが、今後は必要ないのですか？

今後は記入する必要はありません。マイナ保険証の有無にかかわらず、資格取得時には資格確認書（最長4か月有効のもの）を一律に交付します。

### 2.マイナ保険証を持っていないので、最初から5年有効の資格確認書が欲しいのですが。

資格取得時には資格確認書（最長4か月有効のもの）を一律に交付します。その後、マイナ保険証をお持ちでない方には、有効期限前に資格確認書（最長5年有効のもの）を交付します（職権交付。申請不要）。

### 3.令和7年10月に一斉交付の対象となり、一斉交付の書類は資格確認書発行「要」で提出しました。この場合はどうなりますか？

一斉交付において変更後の様式（別紙4参考1・2）となるのは、令和7年12月の一斉交付以降となります。それ以前の一斉交付で資格確認書発行「要」と提出された場合には、有効期限前に資格確認書（最長5年有効のもの）を送付します。

## 1 別紙2 「組合員資格取得（個別交付）の対象者について」に関するQ&A

### 1.一斉交付の対象となるか分からないので、念のため個別交付で提出してもよいですか？

正規採用、当初の発令が2か月以上の産休・育休代替教職員等については、発令が遅れている（初回の給料支給が遅れている）等の事情がない限り、一斉交付の対象となりますので、一斉交付をお待ちください。

このようなケースで個別交付の提出をされると行き違いとなりかえって混乱しますので、お控えください。

### 2.既に個別交付で資格取得関係書類を提出しましたが、一斉交付で資格確認書等が届きました。この場合はどのようにすればよいですか？

別紙2の「（2）一斉交付の対象者について、個別交付で届書を提出された場合」を御確認ください。

## 1 別紙3「組合員資格喪失証明書の所属所交付の拡大」に関するQ&A

### 1. これまでどおり共済組合で資格喪失証明書を交付してもらうことはできますか？

今後は所属所での交付となります、次に加入する健康保険組合でどうしても受け付けてもらえない等の事情がある場合は御相談ください。

### 2. 退職者の最終出勤日が退職日より前の場合、組合員資格喪失証明書を事前に交付してもよいですか？

組合員資格喪失証明書の証明日が資格喪失年月日より前になっている（未来日証明）と、提出先にその効力を否認される場合があります。

このため、証明日は、資格喪失年月日の当日（校長が交代するなどやむを得ない場合はその前日）（例：令和8年3月31日退職の場合は、証明日は令和8年4月1日（やむを得ない場合は令和8年3月31日）以降の日付とする必要があります。

なお、組合員が在職している間に、事前に証明し交付することの可否については、所属所で御判断ください。

## 2 「令和7年12月2日以降の医療機関の受診方法等」に関するQ&A

### 1. マイナ保険証の利用登録をした覚えがないのですが、資格確認書が交付されませんでした。なぜですか？

御自身でいずれかの手続で利用登録をしています。医療機関の窓口でマイナンバーカードを用いて実際に受診している場合のほか、マイナポイントキャンペーン（※）の際に利用登録の手続を行った等のケースもあるようです。

（※ マイナポイント第2弾が令和4年1月から令和5年9月までの間に実施され、マイナ保険証の利用登録を行った方は7,500円分のマイナポイントを受け取ることができました。）

### 2. マイナ保険証の利用登録の状況はどうやって確認できますか？

御自身でマイナポータルから確認できます（別添2チラシP2参照）。

なお、共済組合では最新の情報を把握しておりません。共済組合にお問合せいただいても正確なお答えが難しいなど対応に限りがあるため、各自マイナポータルで御確認くださるようご案内ください。

### 3. マイナ保険証の利用登録の解除申請書を提出した場合、資格確認書はいつ交付されますか？

12月上旬以降、順次個別に交付されます。